

# 2026年度 韓国・大田大学校 学生交換事業 夏期海外研修派遣学生募集要項

## 1. 趣旨と目的

この事業は、学校法人北海学園および北海学園大学と韓国・大田大学校との協定および学生交流要領覚書に基づき、北海学園大学学生および大学院生の語学力の向上をはかり、日韓両国の国際理解を深めるとともに、広く世界の動向に対する洞察力を養うことを主な目的とする。

## 2. 派遣人数

15名程度 ※応募学生が5名以下の場合は派遣中止とする。

## 3. 派遣期間

2026年8月8日（土）から8月26日（水）までの19日間

## 4. 研修内容

本学から学生を大田大学校に派遣し、同大学が提供する学習プログラムを受講する。学習プログラムは韓国語が中心となり、韓国語のレベルテストによって決められたグループごとに韓国語の授業を受講する他、社会・文化体験のコースが組まれている。北海学園大学の教員1名も引率として同行する。

## 5. 応募学生の資格および条件

- (1) 募集対象学生は、北海学園大学および北海学園大学大学院に在学する者（休学者および研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生は除く）
- (2) 韓国文化に興味があり、韓国語学習に意欲のある者
- (3) 保証人の同意を得て、所定の費用および期間中の事故（疾病・傷害・死亡等）による費用を負担できる者
- (4) 大田大学校の規則、規程ならびに規律を遵守する者

## 6. 費用の負担

- (1) 派遣学生は、札幌～ソウル往復交通費（空港税等を含む）、現地滞在費、海外旅行傷害保険料及び海外危機管理サービス料のほか、大田大学校研修費用（食費・見学料等）を負担する。  
ただし、この研修を行うための運営費と引率費は北海学園大学が負担する。
- (2) 派遣学生の負担する費用は、食事代を除き1人約28万円の見込み（為替レートの変動・航空券の高騰等により、追加負担が生じる可能性がある）。
- (3) 費用支払い完了後、自己都合で参加を取りやめた場合、所定のキャンセル料が発生する。
- (4) 韓国の措置として、2023年度は以下の書類提出が必要となった。
  - 1) 修学能力立証書類として、外務省のアポステューユが付与された英文在学証明書  
⇒ 公証役場手数料 11,500円
  - 2) 財政能力立証書類として、派遣学生名義口座における1,000米ドル（2026年4月の換算レートでおおよそ16万円）の英文残高証明書  
⇒ 発行手数料 500～1,000円程度場合によってはこのような証明書類が必要となる可能性があることを理解すること。

## 7. 費用の支払い

派遣を許可された学生は、期日までに指定された方法で支払うこと。期日までに支払いのない者は、派遣を辞退したものとする。**キャンセル料が発生する場合はその費用を負担すること。**

## 8. 申込方法

応募学生は、申込期間内に以下の書類各1通を、国際交流課（豊平校舎教育会館2階）に提出しなければならない。①②は作成でき次第、③は入手でき次第、提出すること。

- ① 留学許可願書 : G-PLUS!で対象学生に送付（4月23日付け）
- ② 留学を申請する理由 : 同上
- ③ 海外留学誓約書 : 同上
- ④ 健康診断証明書 : 5月15日（金）以降、自動証明書発行機で入手

**申込期間 : 2026年4月23日（木）～5月15日（金）16時まで**

## 9. 派遣学生の決定

書類選考を基本とし、面接を行う場合もある。6月上旬頃に派遣学生を決定し、国際交流課からメールにて通知する。

## 10. ビザ（必要な場合）

2025年度は不要であったが、韓国の政策として必要となった場合、派遣の決定通知を受けた者は、各自の責任において遅滞なくビザを取得することとする。

また、パスポートを所持していない場合は、速やかに申請および取得すること。

## 11. 保険

派遣学生は大学が指定する海外旅行傷害保険及び海外危機管理サービス（TSS）に加入すること。

## 12. 事前研修会

派遣学生は事前研修会に必ず出席すること。

## 13. 旅行取扱業者

北海トラベル株式会社

## 14. 免責事項

- (1) 万一の事故等の場合に備えて、参加学生には全員本学が指定する海外旅行傷害保険の加入を義務付けますが、その海外旅行傷害保険による補償のほかは、一切補償されないことを、参加者および保証人はあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 特別の事情により、この研修が実施できなくなった場合、参加予定者は支払った旅行代金の返還を受けるほかは、それによって受けた不利益について、何ら要求しないものとします。
- (3) 留学を不相当と認める事情があり、本学が帰国、謹慎等を命じた場合、それによって生じた経費は、参加者またはその保証人が負担するものとします。また、それによって受けた不利益について、何ら要求しないものとします。

## 15. その他

- (1) 原則として新千歳空港集合・解散とする。
- (2) 安全で有意義な留学を行うため、各自で必ず事前に留学先国・地域の治安状況等に関する情報収集に努めること。
  - ・外務省：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>
  - ・外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp>
  - ・外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）  
＜海外安全情報に関する相談、問い合わせ先＞  
電話： 03-3580-3311（内線 2902・2903）
  - ・厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
  - ・世界保健機関：<https://www.who.int/en/>
- (3) 問い合わせは、国際交流課まで。  
メール：[ieo@hgu.jp](mailto:ieo@hgu.jp) / 電話： 011-841-1161（内線 2142）